

教育長部局

令和8年

北秋田市監査委員公告 第2号

財政援助団体等監査の結果に対する改善措置状況について

令和7年度財政援助団体等監査について、北秋田市教育長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和8年2月25日

北秋田市監査委員 柴田 榮 則

北秋田市監査委員 成 田 義 人

北秋田市監査委員 佐 藤 文 信

財政援助団体等監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況
<p>(1) 補助金交付について</p> <p>2) 令和6年度花いっぱい運動推進事業補助金 (教育委員会事務局生涯学習課)</p> <p>本補助金は、花づくりの実践を通じた社会奉仕や仲間づくりと心身の健全な育成等に資する活動をしている団体に補助金を交付することで、環境の美化及び住みよいまちづくりの実現を目的に、市補助金等交付要綱及び北秋田市花いっぱい運動推進事業補助金交付要領（平成31年北秋田市教育委員会告示第14号）に基づき交付されている。</p> <p>当年度は、花（苗）の幹旋補助や市の花「あじさい」の植栽、花壇コンクール等の活動に対して324,000円交付しているが、市補助金等交付要綱第10条に定める補助事業等実績報告書（様式第4号）を確認したところ、①事業実績書に各実施事業の申込み件数や参加者数などといった具体的内容や数値の記載が無いため、詳細な実績が確認できないこと。また、②収支決算書では、花（苗）の幹旋数量に対して助成金を支出しているが、いくらの数量に対する助成（支出）なのか不明となっていること等々の不備が見受けられた。</p> <p>市補助金等交付要綱には、申請書類の審査（第4条）や実績についての検査（第11条）が定められ、更に是正措置（第12条）、調査等（第17条）も規定されていることから、今一度事務の徹底を図るとともに交付対象となる団体との連携や調査・指導等により、補助金の公益性や透明性、客観性などを図りたい。</p> <p>なお、補助金の交付事務については、「補助金交付事務の適正な執行について（令和5年6月15日、北秋財060063財務部長通知）」が発出されているので改めて確認されたい。</p>	<p>(生涯学習課)</p> <p>指摘がありました①につきましては、今後、事業実績報告書に各実施事業の申込み件数や参加者数等といった具体的内容や数値を記載したものを提出いただき、詳細を確認いたします。</p> <p>②につきましては、今後、助成金支出の根拠となる関係書類を精査し、花（苗）の幹旋数量、助成金額等を収支決算書に明記するよう指導いたします。</p> <p>なお、花いっぱい運動推進事業補助金につきましては、市補助金等交付要綱及び「補助金交付事務の適正な執行について（令和5年6月15日、北秋財060063財務部長通知）」に基づき、補助金交付事務を執行してまいります。</p>